

## 提出資料のうち副本にかかるマスキングについて

募集要項 23 ページからの「15 提出書類」に記載のとおり、副の提出書類一式（以下、副本という。）については、マスキングをした状態で提出してください。マスキングが不足していると大阪市が判断した場合は、大阪市においてマスキングを行う場合があります。

また、場合によっては、副本について再度マスキングを実施していただき再提出いただく場合がございます。

### 【マスキング対象】

○申請団体の商号（名称）、住所、代表者氏名、管理運営施設名称、申請団体の特定が容易なイベント名称、申請団体が特定可能な資本関係

- ・「株式会社」「一般社団・財団法人」等についても、申請団体の商号の一部であるため、マスキング対象
- ・所有不動産・部署名・事業名等、検索で容易に事業者が判明するもの
- ・検索した際に、内容的に当該企業であることが確認可能なワード（イベント名等含む。）
- ・提案者が資料に記載されている共同事業体や PFI 団体の筆頭構成員である等、債権債務等の関係先が構成員と密接であるもの
- ・関係会社や子会社で、取引先が提案事業者しかいないもの

○実績等から事業者が特定されるもの

### 【マスキング対象外】

○納税地や設立年月日、法人情報として記載されている取締役の住所といった、直接的には法人名の特定にならない内容

### 《募集要項 抜粋》

指定管理事業予定者の選定は、その過程において恣意性が働かない、あるいは恣意的に行われているとの疑念を可能な限り生じさせることのないよう申請団体名については匿名により行われます。そのため、副の提出書類一式において、申請団体の商号又は名称（会社形態含む。）、代表者氏名、管理運営実績施設の名称、実施イベント名称、資本関係等、申請団体名がわかるもの又は類推できるものについて記載がある部分については、マスキングした状態で提出してください。なお、マスキングが不足していると大阪市が判断した場合は、大阪市においてマスキングを行う場合があります。